

美 容 所

岡崎市保健所

※台帳番号	名称	所在地	電話
	美容室 OKAZAKI	岡崎市若宮町2丁目1番地1	〇〇-〇〇〇〇
※確認	平成 年 月 日 第 号	※検査	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 第 号	※開設	平成 年 月 日
	平成 年 月 日	※廃止	平成 年 月 日
開 設 者		管 理 美 容 師*	
ふりがな 氏 名 (名称及び 代表者の氏名)	法人の場合は、 生年月日、本籍、 免許欄の記入は 不要。	おかざき はなこ 岡崎 花子	従事する美容師が2人以上の 場合必ず設置が必要。他の施 設で兼務はできません。 事業譲渡の場合、変更がなけ れば記入の省略可。
生年月日	大・昭・平 12 年 3 月 4 日生	おかざき かずこ 岡崎 一子	大・昭・平 50 年 4 月 1 日生
本 籍	都道府県が交 付した美容師 免許の場合、そ の都道府県名 を記入。	愛知 都道 府 県	厚生労働大臣 免許の場合、 都道府県名の 記載は不要。
住 所	岡崎市十王町二丁目9番地	愛知 都道 府 県	岡崎市十王町二丁目9番地
免 許	愛知 都道府県 第 123-4 号	昭和 15 年 5 月 6 日	都道府県 第 123456 号
	昭和 34 年 6 月 7 日	平成 (講習会修了)	昭和 20 年 6 月 6 日 第 123 号

1番上の欄に管理美容師の方を記入してください。

事業譲渡の場合、変更がなければ名簿の記入の省略可。

上段:美容師免許の番号と日付、下段:管理美容師修了証書の日付と番号を、記入してください。

美 容 所 従 業 者 名 簿*

氏 名 生 年 月 日	資 格	免 許 番 号	免 許 年 月 日	※備考
			就 業 年 月 日	
岡崎 一子 S50 年 4 月 1 日生	管 理 美 容 師	都道府県 第 123456 号	H15・5・6	
岡崎 花子 S12 年 3 月 4 日生	美容師 その他	愛知 都道府県 第 123-4 号	S34・6・7 H28・4・1	
岡崎 二子 H10 年 5 月 1 日生	美容師 その他	都道府県 第 号	・ ・ H28・4・1	

○美容師免許証に記載されている事項を記入します。(管理美容師のものではありません。)
○都道府県欄は、都道府県が交付した美容師免許の場合、その都道府県名を記入。(厚生労働大臣免許の場合、記入は不要。)

中 間 省 略

美容師	都道府県	・ ・	
その他	第 号	・ ・	
年 月 日生			
※台帳番号	名 称	所 在 地	電 話
	美容室 OKAZAKI	岡崎市若宮町2丁目1番地1	(〇〇) 〇〇〇〇

免許のない方は、免許欄の記入は不要。

開設届の記入及び提出上の注意

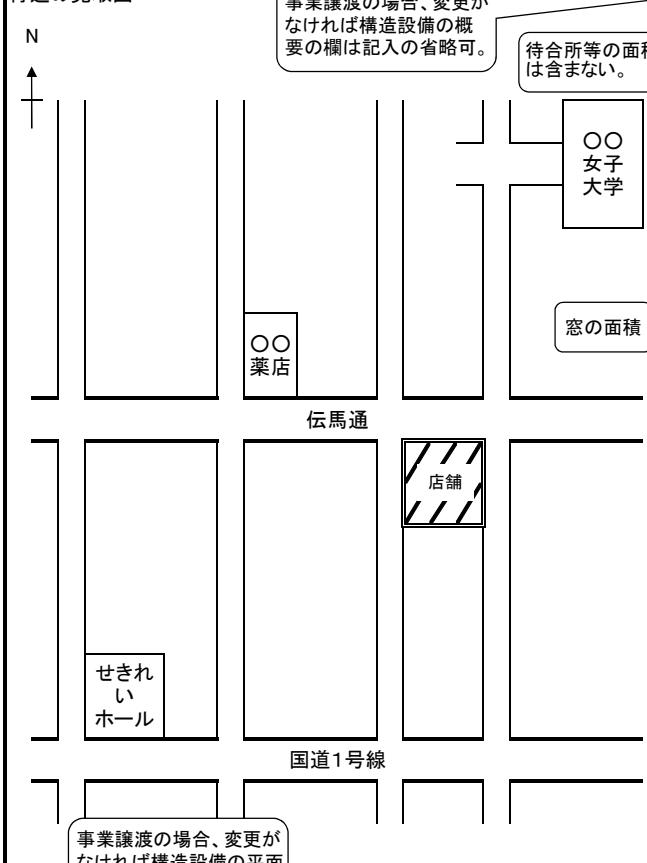
- ・美容師及び管理美容師の方は、結核、感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(1年以内のもの)を添付してください。(事業譲渡の場合は美容師及び診断書の内容に変更がなければ、添付省略可。)
- ・美容師の方は、美容師免許証(本証)を提示してください。
- ・管理美容師の方は、管理美容師講習の修了証書(本証)の提示と、修了証書コピーの添付をしてください。(事業譲渡の場合は管理美容師に変更がなければ、提示及び添付省略可。)
- ・開設届は、開設予定日の2週間前までには提出してください。
- ・開設届の手数料:17,000円(現金)

岡崎市保健所生活衛生課

TEL : 0564-23-6187

FAX : 0564-23-6621

付近の見取図



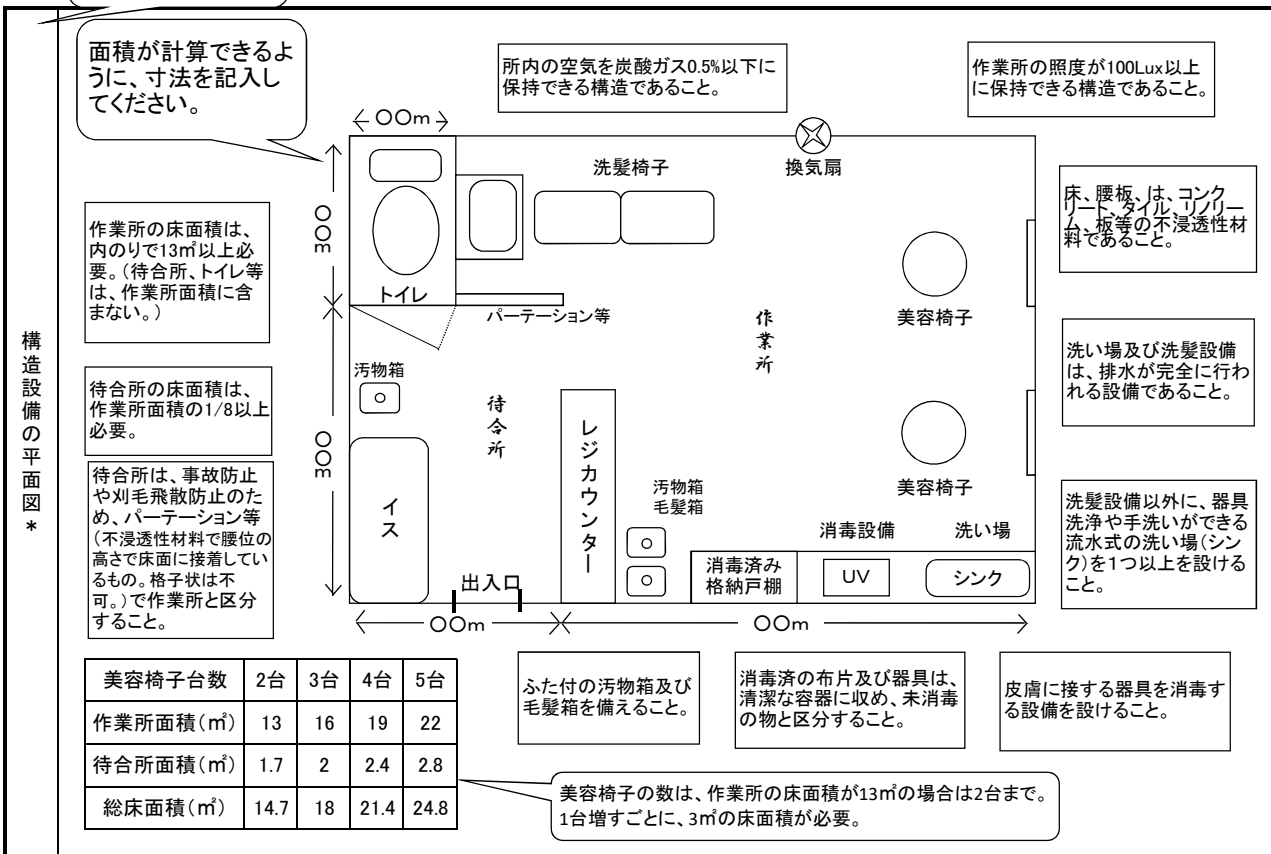
事業譲渡の場合、変更がなければ構造設備の概要の欄は記入の省略可。

待合所等の面積は含まない。

窓の面積

事業譲渡の場合、変更がなければ構造設備の平面図の記入の省略可。

構造設備の概要*		(消毒設備)		消毒室		有		m	
面積	15 m ²	煮沸	個	蒸気	個				
天井高さ	2.5 m	紫外線	1 個	薬液	1 個				
床	タイル・Pタイル・板・コンクリート・その他	面積	洗髪室が独立してある場合に記入してください。(面積は作業所の面積にも計上する)						
腰板	タイル・Pタイル・板・コンクリート・その他	床	タイル・Pタイル・板・コンクリート・その他						
採光	面積 6 m ²	腰板	W 個						
照明	40 W 6 個 60 W 6 個	照明	W 個						
換気扇	φ 30 cm 1 個	洗髪椅子	台						
美容椅子	2 台	面積	4 m ²						
美容椅子	シャンプー椅子	換気扇	φ cm 個						
消毒済容器	器具用 1 個 布片用 1 個	照明	W 個						
未消毒品容器	器具用 1 個 布片用 1 個	作業所との区画方法	レジカウンター パーテーション						
		汚物箱	毛髪箱						
		作業所	1 個 1 個						
		待合所	1 個						



面積が計算できるように、寸法を記入してください。

所内の空気を炭酸ガス0.5%以下に保持できる構造であること。

作業所の照度が100Lux以上に保持できる構造であること。

作業所の床面積は、内ので13m²以上必要。(待合所、トイレ等は、作業所面積に含まない。)

待合所の床面積は、作業所面積の1/8以上必要。

待合所は、事故防止や刈毛飛散防止のため、パーテーション等(不浸透性材料で腰位の高さで床面に接着しているもの。格子状は不可。)で作業所と区分すること。

床、腰板は、コンクリート・タイル・板等の不浸透性材料であること。

洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われる設備であること。

洗髪設備以外に、器具洗浄や手洗いができる流水式の洗い場(シンク)を1つ以上を設けること。

美容椅子台数	2台	3台	4台	5台
作業所面積(m ²)	13	16	19	22
待合所面積(m ²)	1.7	2	2.4	2.8
総床面積(m ²)	14.7	18	21.4	24.8

ふた付の汚物箱及び毛髪箱を備えること。

消毒済の布片及び器具は、清潔な容器に収め、未消毒の物と区分すること。

皮膚に接する器具を消毒する設備を設けること。

美容椅子の数は、作業所の床面積が13m²の場合は2台まで。1台増すごとに、3m²の床面積が必要。

構造設備の平面図*